

鳥取県建築関係インターンシップ研修受入企業支援事業補助金交付要綱

制定 平成 27 年 7 月 10 日付第 201500055009 号
鳥取県総務部長通知

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 3 2 年鳥取県規則第 2 2 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、鳥取県建築関係インターンシップ研修受入企業支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本補助金は、鳥取県内の高等学校が民間企業へ生徒を派遣し、建築関係の職場体験を行わせる研修（以下「インターンシップ研修」という。）を行う生徒を受け入れた建築関係建設企業（建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 条第 1 項に規定する工事のうち、建築一式工事、電気工事、管工事等の建築関係の工事（以下「建築関係建設工事」という。）を施工する建設業者をいう。）及び建築関係コンサルタント企業（建築関係建設工事に係る設計、測量等を行うコンサルタント業者をいう。）を支援し、建築関係企業の人材確保、人材育成を目的として交付する。

(本補助金の交付)

第 3 条 県は、前条の目的を達成するため、インターンシップ研修を行う生徒を受け入れた建築関係建設企業及び建築関係コンサルタント企業（鳥取県内に本店、支店等の施設を有して事業活動を行う事業者に限る。以下「受入企業」という。）に対して、インターンシップ研修の受入れに要する経費の一部について、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、受入企業が実施したインターンシップ研修 1 日につき 9, 0 0 0 円とし、1 0 日間を上限とする。なお、1 日の研修時間が 5 時間以上の場合を 1 日とみなす。
- 3 1 日の研修時間が 5 時間に満たない場合の本補助金の額は、1 時間につき 1, 8 0 0 円とする。また、1 日の研修時間に 1 時間未満の端数を生じたときは、その端数が 3 0 分以上の場合は 1 時間とし、3 0 分未満の場合は切り捨てとする。

(交付申請の時期等)

第 4 条 受入企業は、本補助金の交付申請を、インターンシップ研修の開始日の 7 日前までに行わなければならない。

- 2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第 5 条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から 2 0 日以内に行うものとする。

- 2 本交付金の交付決定通知は、様式第 3 号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第 6 条 規則第 1 2 条第 1 項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額に係る変更以外の変更とする。

- 2 第 5 条第 1 項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第 7 条 規則第 1 7 条第 1 項の規定による報告は、第 1 号又は第 2 号の場合にあつては、補助事業

の完了又は中止若しくは廃止の日から20日以内に行うものとする。

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき、同条第2項第1号第2項に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱の規定に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年7月13日から施行する。
- 2 本補助金は、平成27年度に実施するインターシップ研修を補助するものとし、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年度に限り、平成27年7月31日までインターシップ研修を実施するものについては、平成27年8月12日までに本補助金の交付申請を行うことができるものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成28年3月31日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成28年4月18日から施行し、平成28年4月19日から適用する。

附 則

この改正は、令和元年5月23日から施行する。

様式第1号（第4条、第7条関係）

〇〇 年度鳥取県建築関係インターンシップ研修受入企業支援事業計画書（報告書）

1 事業概要

高校名	高等学校
受入人数	人
研修内容	<input type="checkbox"/> 工事（業務）名 <input type="checkbox"/> 研修内容 <input type="checkbox"/> 就労に向けた取組

- 注) 1 研修内容については、必要に応じて参考資料等を添付すること。
 2 建築の魅力ややりがい等について、高校生の就労意欲向上に向けての取組を記入すること。

2 事業計画（実績）

(1) 経費の総括

区分	研修日数	交付対象経費	備考
研修実施費			

(2) 事業計画（実績）表

	事業計画（実績）					
	年 月 日		～	年 月 日		
研修実施期間	(研修時間)	〇月	〇日	〇〇時〇〇分	～	〇〇時〇〇分
		〇月	〇日	〇〇時〇〇分	～	〇〇時〇〇分
		〇月	〇日	〇〇時〇〇分	～	〇〇時〇〇分
研修指導者職氏名						

(注1) インターンシップ研修の実施にあたり、高等学校からの研修実施依頼文書等があれば、その写しを添付すること。

(注2) 実績では、インターンシップ研修で使用した資料等を添付すること。

(3) 他の補助金の活用状況（有る場合のみ記載）

補助金名	
事業内容	
担当部署	

様式第2号（第4条、第7条関係）

〇〇 年度鳥取県建築関係インターンシップ研修受入企業支援事業収支予算（決算）書

収支予算（決算）

収入

（単位：円）

区分	予算額 (A)	決算額 (B)	差引増減 (B - A)	備考
本補助金				研修実施日数 ○日

(注) 1 申請時には、予算額のみ記載し、実績報告には決算額、予算額、差引増減額を記載すること。

2 予算額及び決算額は、研修計画（実施）日数に応じた支給額を記載する。

番 号
年 月 日

様

職 氏名

印

〇〇 年度鳥取県建築関係インターンシップ研修受入企業支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付（け第 号）の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県建築関係インターンシップ研修受入企業支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。「以下「規則」という。」第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当：連絡先）

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（1）算定基準額	金	円
（2）交付決定額	金	円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、交付対象経費の実績額について、鳥取県建築関係インターンシップ研修受入企業支援事業補助金交付要綱（平成27年7月10日付第201500055009号鳥取県総務部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。